

## ② どうやって申告するの？

### 確定申告

- パソコン・スマートフォン(オンライン)で申告
- 申告会場へ申告書類を提出
- 税務署へ申告書類を郵送

令和4年分の確定申告から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されます

### 市民税・県民税申告

- 申告会場（市役所・各地区公民館）へ申告書類を提出
- 市役所へ申告書類を郵送

### 確定申告

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎ 0570-01-5901)  
※土・日曜日、祝日、12月29日(木)～1月3日(火)を除く

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、混雑する確定申告会場に向かなくても、ご自宅でパソコンやスマートフォンから申告書の作成・送信が

詳しい操作方法等は下記QRコード「**自宅でする確定申告**（市ホームページ）」、「**動画で見る確定申告**」をご覧ください。

信ができます。また、印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

自宅でする確定申告 ▶

動画で見る確定申告 ▶

## 申告会場（市内各会場および上尾税務署）で申告

ご自身で申告書類を作成できない場合は、**市役所・各地区公民館および上尾税務署**で相談を受け付けます。会場によって受付できる申告内容や、受付期間が異なりますので、あらかじめご確認の上、会場へお越しください。

なお、マスク着用のうえ、できる限り少人数でお越しください。

入場の際に検温、手指消毒を実施します。咳・発熱等の症状がある人は入場をご遠慮いただきます。

### 確定申告 市内各会場（市役所・各地区公民館） 税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

#### 受付できる申告

**給与や年金等の申告（確定申告、市民税・県民税申告）**  
※前年の所得が給与のみの人（年末調整済）で、毎年源泉徴収票を提出するだけの人は、源泉徴収票を税務課市民税担当（〒364-8633 北本市役所）に郵送することで、申告に代えることができます。

#### 注意事項

- ・ 所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は不要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、会場を変更、中止する場合があります。
- ・ **長時間お待ちいただくことが予想されます。**参考として、下表に昨年の混雑状況を記載しています。

#### 開設期間

会場によって異なります。詳細は下表をご覧ください。

月	日	時間	会場	対象	混雑状況の目安※
2月	16日(木)	9:30 ┆ 15:30	勤労福祉センター	地区指定なし	★★★
	17日(金)			地区指定なし	
	21日(火)	9:00 ┆ 15:30	市役所1階庁舎ホール	J R 高崎線西側にお住まいの人	
	22日(水)			★★	
	24日(金)			★★	
	27日(月)			★★★★	
28日(火)	★★				
3月	1日(水)	9:30 ┆ 15:30	中丸公民館	地区指定なし	★★
	2日(木)			地区指定なし	★
	3日(金)			地区指定なし	★
	7日(火)	9:30 ┆ 15:30	西部公民館	地区指定なし	★★★
	8日(水)			地区指定なし	
	14日(火)			学習センター	
15日(水)	南部公民館			地区指定なし	

**確定申告のうち、以下の申告は市の会場でお受けできません**

- 青色申告
- 収支内訳書の記載のない事業所得（営業・農業）、不動産所得等
- 土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告
- 株式および先物取引等の分離課税所得に関する申告
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける人の申告
- 雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告
- 過年分の申告
- 贈与税・消費税の申告

上記を申告する場合は上尾税務署へお越しください。

※市役所会場における例年の混雑具合を表したもの。  
★の数が多いほど混雑する傾向があります。（混雑状況は天気等にも左右されます）

## 特集

# 税の申告が始まります

**申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)**

※ただし、所得税の還付申告や市民税・県民税申告は2月15日(水)以前でも行えます

今年も税の申告（確定申告、市民税・県民税申告）の時期となりました。申告が必要な人は早めに準備し、期間内に申告をお願いします。

☎上尾税務署 (☎ 048-770-1800)、税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

## ① 申告が必要なのはどんな人？

下記を参考に、ご自身が確定申告や市民税・県民税の申告が必要かどうかご確認ください。なお、申告の必要はなくても、申告した方が良い場合もあります。詳しくは下記へお問い合わせください。

### 確定申告が必要な人

問 上尾税務署 (☎ 048-770-1800)

- 令和4年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 1か所から給与を受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得と退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- 2か所以上から給与を受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人（ただし一部申告不要となる場合あり）
- 各種所得の合計額から所得控除を差し引いて計算した所得税額から配当控除を差し引いた結果、残額がある人

※上記は申告義務がある主な場合であり、**上記以外でも申告が必要となる場合があります。**

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合は申告不要（海外年金を含む場合を除く）です。ただし、**申告により所得税の還付を受けられる場合があります。**

※所得税の課税対象となる所得がない場合は、申告不要です（遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外）。

### 市民税・県民税申告が必要な人

問 税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

令和5年1月1日現在に北本市にお住まいで、**確定申告書を提出しない人**で、次のような人

- 会社員等で、勤務先から北本市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されない人
- 営業所得など給与（退職所得含む）・公的年金以外の所得がある人で、確定申告書提出の必要がない人

※確定申告書を提出しない人で、市民税・県民税に適用を受けたい所得控除がある場合は、申告を行ってください。

※前年中に課税対象となる所得がなかった人は申告の義務はありませんが、国民健康保険税軽減や保育料算定等、市での手続きに影響する場合がありますので、その際は所得が0である申告を行う必要があります。

#### 関連

年金しか収入がないけど、確定申告が必要なの？  
➡ ④ページ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の控除  
➡ ⑤ページ